### 鹿児島県浄化槽整備事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の整備を行う市町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)に対し、予算の範囲内において交付金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則(昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。)に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 浄化槽 浄化槽法 (昭和58年法律第43号。以下「法」という。) 第2条第1号に規定する設備又は施設をいう。
  - (2) 単独処理浄化槽等 法第3条の2第1項ただし書に規定するし尿のみを処理する設備又は施設及びくみ取り槽をいう。
  - (3) 専用住宅 居住を目的とした住宅,又は小規模店舗等を併設した住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上であるもの。)をいう。

(交付金の交付の対象となる事業)

- 第3条 交付金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。
  - (1) 浄化槽設置整備事業実施要綱(平成6年10月20日付け衛浄第65号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知),浄化槽設置整備事業実施要綱の取扱いについて(平成18年4月21日付け環廃対発第060421004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室長通知)に定める事業のうち,市町村が単独処理浄化槽等から浄化槽へ転換する者に対し設置に要する費用を助成する事業
  - (2) 浄化槽市町村整備推進事業実施要綱(平成6年10月20日付け衛浄第67号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知),浄化槽市町村整備推進事業実施要綱の取扱いについて(平成18年4月21日付け環廃対発第060421005号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室長通知)に定める事業のうち,市町村が単独処理浄化槽等から浄化槽へ転換する事業

(交付金の算定基準)

- 第4条 交付金の算定の対象となる浄化槽は、専用住宅に設置する処理対象人員が10人以下の浄化槽とし、第3条第1号に掲げる事業については別表第1に掲げる者が設置する 浄化槽を除く。
- 2 第3条第1号に掲げる事業に係る交付金額は、人槽区分毎に別表第2の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象事業費の実支出額とを比較し、それぞれ少ない方の額を合計した額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第3の浄化槽設置整備事業の欄に掲げる地域区分に該当する交付率を乗じて得た額(ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)に別表第4に掲げる補正率を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

3 第3条第2号に掲げる事業に係る交付金額は、人槽区分毎に別表第2の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象事業費の実支出額とを比較し、それぞれ少ない方の額を合計した額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に別表第3の浄化槽市町村整備推進事業の欄に掲げる地域区分に該当する交付率を乗じて得た額(ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(合併市町村に関する特例)

第4条の2 平成17年3月31日までに知事に廃置分合申請を行い、平成18年3月31日までに合併した市町村(以下「合併市町村」という。)の交付金額は、当該市町村の合併が行われた日の属する年度を含む10年度については、合併関係市町村(市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年3月29日法律第6号)第2条第3項に規定する市町村)が当該年度においてなお当該市町村の合併の前の区域をもって存続するものとして算出した額の合算額とすることを妨げない。

(補正率に関する特例)

第4条の3 別表4に掲げる補正率において,前々年度の汚水処理人口普及率(国土交通省,農林水産省及び環境省の調査により算出される,汚水処理施設の処理人口を総務省発表の住民基本台帳人口で除した数値に100を乗じた数値)が全国平均より低い市町村については,補正率の下限を0.66とする。

ただし、補正率の下限を0.66とする場合は、前条の規定は適用しない。

(交付金の交付申請)

- 第5条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。
- 2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次に掲げるとおり とする。
- (1) 事業計画書(別記第2号様式)
- (2) 浄化槽整備事業交付金所要額調書(別記第3号様式(合併市町村で時期,区域により交付金額の算定方法を異にする市町村にあっては別記第3号の2様式))
- (3) 所要額內訳書(別記第4号様式)
- (4) 歳入・歳出予算(見込)書抄本
- (5) 補助金交付要綱等(第3条第1号に係る事業のみ)
- (6) 浄化槽の設置及び管理に関する条例 (第3条第2号に係る事業のみ)
- (7) その他知事が必要と認める書類
- 3 補助金等交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は,交付金交付決定通知書 (別記第5号様式)により行うものとする。

(補助事業等の内容等の変更)

第7条 規則第7条第1項の補助事業等の内容等の変更事由は、事業に係る経費及び内容

の変更(事業に係る経費の3割を超えない範囲の減額に係るものを除く。)とする。

- 2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第6号様式によるものとし、同項の規 定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。
  - (1) 事業変更計画書(別記第2号様式)
  - (2) 净化槽整備事業交付金変更所要額調書 (別記第3号様式)
  - (3) 変更所要額內訳書(別記第4号様式)
  - (4) 変更歳入歳出予算書
  - (5) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを 行う場合には変更承認通知書(別記第7号様式)により、変更承認に併せて変更交付決 定を行う場合は変更交付決定通知書(別記第8号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取り下げをすることのできる期間は,交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとする。

(実績報告)

- 第9条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第9号様式によるものとする。
- 2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 事業実績報告書(別記第10号様式)
  - (2) 浄化槽整備事業交付金収支精算書(別記第11号様式(合併市町村で時期,区域により交付金額の算定方法を異にする市町村にあっては別記第11号の2様式))
  - (3) 精算額內訳書(別記第12号様式)
  - (4) 歳入・歳出決算(見込)書抄本
  - (5) 交付対象浄化槽設置者(使用者)一覧表(別記第13号様式)
  - (6) その他知事が必要と認める書類
- 3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、知事が別に定める日とする。

(交付金の額の確定)

第10条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は,交付金交付確定通知書 (別記第14号様式)により行うものとする。

(交付金の交付)

第11条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第15号様式のとおりとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は平成2年1月5日から施行し、平成元年4月1日以降に交付決定がなされる補助金について適用する。

附則

この要綱は平成2年3月16日から施行し、平成元年4月1日以降に交付決定される補助金について適用する。

附 則

この要綱は平成4年12月18日から施行し、平成4年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成5年6月1日から施行し、平成5年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成9年8月11日から施行し、平成9年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は平成10年5月25日から施行し、改正後の鹿児島県合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の別表第3の規定は平成10年度分の補助金から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度の補助金から適用する。
- 2 平成14年度から平成16年度までの補助金については、別表第4の表の部分は、次のと おり読み替えるものとする。

	財政力指数比	補 正 率
平成一	1.0以上	1.00
四年度	1.0未満	財政力指数比に1.25を乗して得られた値で、小数点2位未満を切り捨てたもの。ただし、上限を1.00とする。
平 成 一	1.0以上	1.00
五年度	1.0未満	財政力指数比に1.175を乗して得られた値で、小数点2位未満を切り捨てたもの。ただし、上限を1.00とする。
平成一	1.0以上	1.00
六年度	1.0未満	財政力指数比に1.10を乗して得られた値で、小数点2位未満を切り捨てたもの。ただし、上限を1.00とする。

附則

この要綱は平成17年2月1日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。

附目

1 この要綱は平成17年10月5日から施行し、平成17年度の交付金から適用する。

2 平成17年度の交付金の算出に当たっては、改正後の別表第4の注2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この要綱は平成18年8月3日から施行し、平成18年度の交付金から適用する。

附則

この要綱は平成19年7月12日から施行し、平成19年度の交付金から適用する。

附則

この要綱は平成22年3月31日から施行し、平成22年度の交付金から適用する。

附則

この要綱は平成24年4月27日から施行し、平成24年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から施行し、平成31年度の交付金から適用する。

附 則

この要綱は令和元年6月3日から施行し、平成31年4月1日以降に交付決定される交付金について適用する。

# 別表第1 (第4条第1項関係)

第4条第1項第1号で規定する交付金の算定の対象とならない浄化槽は、次の各号に掲げる者が設置する浄化槽とする。

- (1) 建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第6条第1項の規定による確認の申請又は浄化槽法第5条第1項による設置の届出を行わずに浄化槽を設置する者
- (2) 販売目的で、浄化槽付き住宅等を建築する者
- (3) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者

## 別表第2 (第4条関係)

1 X // 1 ( // 1 X ( // // // /	
1 基準額	2 対象事業費
浄化槽	第3条第1号に掲げる事業にあっては, 市町村
(1) 5人槽 332,000×基数	が本要綱に基づいて単独処理浄化槽等から浄化槽
(2) 6~7人槽 414,000×基数	へ転換する者に対し設置に要する費用を助成する
(3) 8~10人槽 548,000×基数	ために必要な経費,同条第2号に掲げる事業にあ
窒素又は燐除去能力を有する高度	処 っては,市町村が本要綱に基づいて単独処理浄化
理型の浄化槽、窒素及び燐除去能	カ   槽等から浄化槽へ転換するために必要な経費であ
を有する高度処理型の浄化槽	って、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領別
(1) 5人槽 444,000×基数	表2の第1欄に掲げる工事費の区分に対応する同
(2) 6~7人槽 486,000×基数	表の第4欄に掲げる交付対象事業費
(3) 8~10人槽 576,000×基数	

#### ※基準額の特例

- 1 浄化槽の設置に伴い、単独処理浄化槽の撤去に要する費用が生じる場合には、9万円を上限として加算できる。
- 2 単独処理浄化槽から浄化槽への転換に伴い、宅内配管工事(流入管,ます及び放流管の設置工事)に要する費用が生じる場合には、30万円を上限として加算できる。

### ※高度処理型の浄化槽の基準額を適用する市町村

水質汚濁防止法第 14 条の 7 第 1 項の規定により知事が生活排水対策重点地域として指定した地域(鹿児島市の一部,姶良市,霧島市,垂水市の一部)と鹿児島県第 3 期池田湖水質環境管理計画の対象地域(池田湖集水域に係る指宿市の直接集水域及び南九州市頴娃町 3 河川(馬渡川,高取川,集川)に設置された頭首工上流の間接集水区域)

# 別表第3 (第4条関係)

事業区分	地域区分別交付率		
	本 土	一般離島	奄 美
浄化槽設置整備事業	1 / 3	1 / 4	1 / 4
	(1/3)	(1/3)	(1/3)
净化槽市町村整備推進事業	1 / 1 5	1 / 2 0	1 / 2 0
	(1/15)	(1/15)	(1/15)

注1:「本土」とは、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項及び奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に指定されている地域以外の地域

注2:「一般離島」とは、離島振興法第2条第1項に指定されている地域

注3:「奄美」とは奄美群島振興開発特別措置法第1条に指定されている地域

注4:地域再生法(平成17年法律第24号)に基づく地方創生汚水処理施設整備推進交付金を受けて実施する場合については、括弧内の地域区分別交付率を適用するものとする。

#### ※地域区分別交付率の特例

- 1 浄化槽設置整備事業実施要綱第3に規定する環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推 進事業を適用する場合は、交付率を「1/4」とする。
- 2 浄化槽市町村整備推進事業実施要綱第3に規定する環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業を適用する場合は、交付率を「1/20」とする。

# 別表第4(第4条関係)

財政力指数比	補正率		
1.0以上	1.00		
1.0未満	財政力指数比		

注1:「財政力指数比」とは県内各市町村(事業年度開始の日において存在する市町村) の財政力指数の平均値(小数点以下2位未満を切り捨て)を,当該市町村の財政力 指数で除した数値で,小数点以下2位未満を切り捨てるものとする。

2:「財政力指数」とは、事業実施年度の前年度前3年度内の各年度の別に地方交付

税法(昭和25年5月30日法律第211号)第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数を合算した数を3で除して得た数(小数点以下2位未満の数を切り捨て)とする。

3: 補正率は、小数点以下2位未満を切り捨てるものとする。